



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『インバウンド・ビジネス』について そのI
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 4

## 2016 Vol.149

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

### ■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

## 会長室から、こんど~です

みなさま、こんにちは。

新年度を迎えお花見はすまされましたでしょうか？

熊本はもう桜も散り葉桜になっております。弊社も1日に決算報告会、確定申告慰労会、8日に会社の周りの河川清掃+バーベキューでお花見満喫しました。

さて今月は、今、来日されている世界で最も貧しい大統領と言われていた**ホセ・ムヒカ**さんのお話です。

ご存知の方も多いと思いますが、彼は大統領であっても普通の人と変わらぬ生活スタイルでした。車も自分で運転していました。「**私は貧乏ではない、質素なだけです**」と語っています。ジャージのような上着にダブダブのジーンズです。どこかにお出かけするときはスーツにノーネクタイ。家族は 奥様と何匹かの愛犬と警官が二人だけ執事や家政婦はいない環境です。

ムヒカはそんな人がいたら夜中に下着のままトイレにも行けません。大統領の給料は29万ウルグアイペソ日本円にして131万円そのうちの90パーセントを慈善事業と所属する政党に寄付し、残りの6マンウルグアイペソは貯金しているそうです。

生活は議員である妻の給料でしています。**生活費は月に1,000ドル程度**だそうです。

一般的に政治家ことに大統領ともなれば多くの資産を持ってぜいたくな暮らしをしているのが当たり前というのとはほど遠いものです。資産も他国の大統領に比べると三分の一以下だそうです。それが報じられ**世界で最も貧しい大統領と呼ばれるようになったのです**。

**貧乏とは欲が多すぎて満足できない人**

**私は持っているものでぜいたくに暮らすことができます**

と語っています。

日本にこんな政治家がいますか？

スキャンダルはお金の問題ばかり、そんな政治家を選んでいる自分たちに責任があるのでしょうか？

政治家の資質にも問題ありますよね？

ムヒカはこんなことも語っています。

物であふれることが自由でなく、時間であふれる事こそ自由なのです。人が物を買うときはお金で買っているのではなく、そのお金を得るために割いた人生の時間で買っているのです。

労働時間を8時間から6時間にしたのに、その分ほかのアルバイトをして結局8時間よりもたくさん働く、自分の物欲を満たすのと引き換えに、自分の貴重な時間を労働に割いている。**ムヒカに言わせると不自由だそうです**。

自分の人生の時間を好きなことに使っている時が本当に自由な時と語っています。

好きで働いていても仕事が好きかどうかは別問題、働いてない時間こそが自由。

時は金なりと言いますが、時間はお金、物であふれることが自由ではなく時間であふれることが自由。

本当に物であふれている生活に慣れて当たり前と思っている自分を振り返ってみて反省するところはたくさんあります。時間を大切にしていきます。

彼のことを書いてある本にはもっともっと素晴らしいことが沢山書いてあります。心にしみるスピーチですので、ぜひお読みください。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『インバウンド・ビジネス』について そのⅠ

みなさま如何お過ごしでしょうか？九州熊本は先週日曜日にあんなに綺麗な桜が、雨が降りアツという間に葉桜になりました。東京は、今頃が満開ではないでしょうか？

ところで今回は、紙面の関係上数回に分けて『インバウンド・ビジネス』と『アウトバウンド・ビジネス』について細かくお話しさせて頂きたいと思います。何故なら国内においてはインバウンド、海外においてはアウトバウンド・ビジネスの相談が、日本国内のお客様からまた新規として多くなってきたからです。

そもそもインバウンド・ビジネスとは、何なのか？色々の方とお話をされていて、多くの方が観光業のみが、インバウンド・ビジネスと考えていらっしゃる方が多いみたいです。

全然意味が違います。インバウンドとは、経営資源であるヒト・モノ・金・時間・情報という**経営資源が、海外から日本国内に入り活動する事**、つまりインバウンドする事です。

逆にアウトバウンド・ビジネスとは、日本国内の人・モノ・金・情報・時間という**経営資源が、日本国内から出て海外で活動する事**、つまりアウトバウンドする事です。

そのように考えてくると観光業だけが、インバウンド・ビジネスでない事が理解できると思います。なぜこの様な話を数回にも分けてするのか？それは経営というものは、時流適応業だからです。時流に乗った業種か、それではなければ時流に乗った業界でのやり方に経営スタイルを変えないと生き残れないからです。これは歴史が、証明するところです。世界中のデジタル化により優勝劣敗のスピーディーな時代です。

ところでインバウンド・ビジネスとアウトバウンド・ビジネスの話をする前に、もっと大きな流れをお話しさせて頂きたいと思います。私が21世紀つまり西暦2,000年前の20年以上前から言ってきた事が、だんだんと現実化してきています。『**すでに現れた未来**』でしょうか？

それでは、何を言ってきたのか？19世紀は、人口ボーナスと産業革命でヨーロッパの時代で大西洋の時代でした。20世紀は、やはり人口ボーナスと移民政策などでアメリカの時代で太平洋の時代でした。みなさまここまでお話しすると、何か予測が付きませんか？そうなのです。21世紀は、やはり人口ボーナスと中流所得層の増加によりアジアの時代でありインド洋の時代が来ているのです。その事に気付いている人が、少ないみたいです。

**世界の人口約70億人のうち40億人以上、つまり60%以上がアジアという地域なのです。**歴史は繰り返すのでアジアの国が、資本主義経済としての経済成長を始めたのです。アジアでは、日本以外は実質的に先進国はありません。日本は、島国でユニークな国です。他のアジアの国より早く人口ボーナスを使い果たし、人口オーナスの時代が来ています。これが、少子高齢化といわれる人口減社会です。

この様に考えてくると**日本国内でのインバウンド・ビジネスと海外へのアウトバウンド・ビジネス**の相談が多くなってきている事は、当然の時代の流れといえるわけです。

インバウンド・ビジネスにおいてもアウトバウンド・ビジネスにおいても地の利という事と同じアジア人という事で、北米や北欧の先進国より有利に戦うことが出来ます。何故なら21世紀は、アジアの時代だからです。**日本の将来が観えると私たち中小企業を含めて明るい時代が来ているのです。**時流を読み時代環境に適應できるかだけが、勝敗のポイントなのです。

来月以降日本国内でのインバウンド・ビジネスと海外進出のアウトバウンド・ビジネスの詳細や具体例についてお話しさせて頂きたいと思います。

桜の季節が終わり、いよいよ初夏が九州に近づいてくる季節です。気候同様に元気に精進したいものです。最後になりましたが、益々のみなさまのご活躍と発展をお祈りします。



(創業の地：熊本県八代事務所にて)



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「海外にある財産」

近年、海外へマンションなどの財産を持つ方が増えてきました。相続税の調査件数も年々増えてきており、今後も積極的に調査が実施されていく事になるでしょう。

では、**海外財産**について**相続税**がかかる場合を説明いたします。

次の1か2に該当した場合には海外にある財産について相続税が課税されます。

1. 相続人の住所が日本国内にある場合。
2. 相続人(日本国籍)の住所が日本にない場合であっても、被相続人の住所が日本にある場合。

要するに、相続人(日本国籍)の住所が日本にない場合には、被相続人または相続人のどちらかが相続前5年以内に住所がある場合には、相続税の課税があります。(5年ルール)

		日本に 国籍・住所 がある。	日本に住所がない		日本に 国籍・住所 がない。
			日本国籍がある		
			海外に5年以下 の居住	海外に5年超 の居住	
日本に 国籍・住所がある。		<b>国内・国外の 財産共に課税</b>			
日本に 住所がない	海外に5年以 下の居住				<b>国外財産は 課税なし</b>
	海外に5年超 の居住				

### 海外財産の評価について

海外の土地・建物の評価額は、路線価や固定資産税評価額によりものではありません。そこで、海外不動産においては、「**財産評価基本通達に定める評価方法によって評価することができない場合には、同通達に定める方法に準じて、又は売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する**」とあります。

インターネットを通じて不動産の取引データが公開されている国は多くあるものの、評価はあくまで個別性があることから、具体的には、アメリカやイギリスは不動産鑑定士に依頼し、中国は土地評価師の協会に依頼し、鑑定評価書を発行してもらう等があります。

あと、国外財産の取得した場合は、その財産について外国の相続税を支払った場合は、日本の相続税額から外国の相続税相当額を控除する事が出来ます。



岡村泰



**編集後記**：確定申告も無事終わり、決算報告・慰労会も大盛況のうちに無事終了することができました。年々ヒートアップする出し物も熟練の域？にたっし手慣れたもので、すでに芸と呼べそうです。今月号の表紙は、そんな芸人達の否、職員達の弾けっぷりを載せてみました。ご堪能ください。

お見苦しいところもありますが、どうか容赦ください m(\_\_)m